

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和元年10月8日(火)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

欠席委員(上記24名中0名が欠席)

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

大変、農繁期の日中、忙しい中に、きょうはご出席いただきましてありがとうございます。

10月になりましてから、これからはいろいろありまして、農作物の収穫が最盛期が迎えられます。多くの農家にとりましてとても重要な時期になって参りました。夏のように暑い日が続く日々でございますので、委員の皆様方には、農作業に疲れ、体調を崩さないように自愛していただきたいと思っております。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地の利用集積計画が主な議題になっております。本日の総会がスムーズにいきま

すよう、皆様のご協力をよろしくお願いしておきます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、総会議題3の議事録署名者及び総会書記の指名をいたします。本日の議事録署名者には16番の堀恭子委員と17番の牧野正治委員を、書記に事務局の田尻博章主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請から第8号議案 非農地証明願まで8件でございます。よろしくお願いいたします。

それで初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、21件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のため賃借権設定される申請です。譲受人は水稻を栽培される兼業農家で、許可後は甘蔗を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
2番。

7 番 橋本春利委員

7 番委員、橋本です。

2 番から 3 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2 番は、農地所有適格法人が経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、大麦若葉、WCS を栽培されている法人で、申請地には水稲、大麦若葉を作付される計画です。

3 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜などを栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上 2 件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2 番、3 番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4 番。

9 番 田上泰則委員

9 番委員、田上です。

4 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4 番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲及び露地野菜を作付される計画です。

以上 1 件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、4 番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、5番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

5番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、甥へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及び露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

6番は、新規就農による賃借権設定の申請です。借人は許可後はナスを作付される計画です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画等を聴き取りいたしました。営農計画等については何ら問題がないことを確認いたしました。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

8番は、甥の子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及びトマトを作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上4件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、5番から8番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、9番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、経営拡張による賃借権設定の申請です。譲受人は水稻、麦を作付されており、許可後は水稻、麦を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、9番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

10番、11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲及び露地野菜を作付される計画です。

11番は、農地所有適格法人設立による所有権移転の申請です。譲受人の法人は黒毛和牛の畜産業をされており、許可後は牧草を植え、放牧される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　10番から11番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

12番から16番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、孫へ贈与のための所有権を移転される申請です。譲受人はミカンをつくられる専業農家です。許可後はミカンをつくられる計

画です。

13番は、耕作の便宜上借入のための使用貸借の設定をされる申請です。譲受人は米、ミカンをつくられる専業農家で、許可後も米、ミカンをつくられる計画です。

14番、15番は関連です。耕作の便宜上交換のため所有権を移転される申請です。14番は水稲、ミカンをつくられる専業農家で、許可後は水稲をつくられる計画です。15番は水稲、ゴーヤをつくられる専業農家で、許可後は水稲をつくられる計画です。

16番は、経営拡張のための所有権を移転される申請です。譲受人は米、麦、蕎麦をつくられる兼業農家で、許可後も米、麦、蕎麦をつくられる計画です。

以上5件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 長 ただいま、12番から16番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

17番から21番についての説明をいたしたいと思います。

17番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権再設定の申請であります。譲受人は水稲、スイカを生産する兼業農家で、許可後は水稲とスイカを作付する予定であります。

18番と19番は関連で、経営拡張のための使用貸借権設定の申請であります。譲受人は麦、大豆、カボチャ、ミカンを生産する専業農家で、許可後は麦、大豆を作付する予定であります。

20番は、親戚への贈与のための所有権移転の申請であります。譲受人はジャガイモ、キク、ヒマワリ、大根を生産する専業農家で、許可後はヒマワリを作付する予定であります。

21番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。譲受人はスイカ、ミカン、デコポンを生産する専業農家で、許可後はミ

カンを作付する計画であります。

以上5件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、17番から21番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いいたします。それでは1番、お願ひします。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

1番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

1番は、後の第4号議案、農地法第5条の許可申請13番と関連で、当初、令和元年7月18日付にて建売住宅建設のため農地法第5条転用許可申請が提出されましたが、隣接農地を事業計画に加える必要が生じたことから、当初許可申請面積1,569㎡から1,685㎡に変更するものであります。変更計画による資金計画、被害防除などの影響はありません。

以上1件、先の地区委員会で協議、検討の結果、計画変更はやむを得ないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番と2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、貸資材置場へ転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、土木工事業などを営む法人が、1,185㎡に重機、コンクリート製品、砕石、山砂置場として利用される計画で、妥当な面積と思われま。資金計画及び排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。工事期間は、許可後、速やかに着工され、令和2年3月末日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

2番は、農機具置場への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の農業用施設の用に供するものに該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、180㎡にトラック2台及びトラクター2台、コンテナの農機具置場を設置される計画で、妥当な面積と思われま。資金計画及び排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。工事期間は、許可後、速やかに着工され、令和元年11月末日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、敷地拡張のための転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、住宅用地の拡張で、妥当な面積と思われます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。ただし、許可を得ないで宅地として利用してきたことに対し、始末書の提出がっております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

4番から5番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、公衆用道路建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、公衆用道路建設で、転用面積としては適正な面積です。土砂の流出、被害防除などの心配はないと思われれます。代替地の検討もなされており、事業計画、排水同意等の添付書類もそろっております。道路を4mにするため、地域の協力のもと不足分を道路として提供した経緯があり、農地法を知らず公衆用道路として使用しており、農地転用の手続未了の旨、顛末書が添付されております。

5番は、農業用倉庫建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされております。土地利用計画は、農業用倉庫で、転用面積としては適正な面積です。土砂の流出、被害防除等の心配は

ないと思われます。事業計画、排水同意等の添付書類もそろっております。工事期間は、令和元年11月1日から令和2年3月31日までの予定です。許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、ともに基準を満たされていると協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、4番から5番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

20番 内田政憲委員

20番、内田です。

6番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

個人住宅のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。申請地には昭和40年ごろから住宅、物置を建築し居住してきましたが、今般、登記簿を確認したところ、地目が畑となっていることがわかりました。今後も住宅、物置として居住、使用していきたいため申請したもので、農地法に全く無知であったことを十分に反省していますとの始末書が添付されています。土地利用計画は、木造平屋建、建築面積41.65㎡と物置69.42㎡及び庭、駐車場などで、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。集落内開発制度指定区域内ですが、法施行以前からの既存建築物のため、開発許可が不要です。許可後、速やかに地目変更に着手されることを確認しています。

以上1件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方のほどよろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請、
23件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基
準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。
それでは1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたし
ます。

1番は、農畜産物の加工並びに販売などを営む法人が、所有権移転
により駐車場へ転用するための申請です。農地区分は10ha未満の
小集団の農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されて
おります。土地利用計画は、駐車場12台分とその進入路を整備され
る計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要
書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもな
いものと判断されます。工期は令和元年12月31日までの予定で、
許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したと
ころ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たして
いるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この
件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、2番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

2番から8番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報
告いたします。

2番は、不動産管理業を営む法人が、所有権移転により建売住宅へ

転用するための申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されています。土地利用計画は、建売住宅11棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と協議中であることを確認しております。

3番は、土木工事業を営む法人が、所有権移転により資材置場へ転用するための申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されています。土地利用計画は、土木建築資材、山砂、碎石、建築機械などの資材置場を整備される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は令和2年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

4番から6番は関連で、第2種社会福祉事業を行う法人が、所有権移転により運動場へ転用するための申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域にある農地で、街区の面積に占める宅地化が40%を超える区域内にある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、申請人が運営する認定こども園の園児の運動場を整備される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は令和2年2月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

7番は、申請人が妻から使用貸借し共同住宅へ転用するための申請です。農地区分は、上下水道の2管が埋設された道路の沿道の区域で、500m以内に小・中学校がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、アパート1棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は令和2年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発指導課と協議中であることを確認しております。

8番は、申請人が農地を使用貸借し、農業用倉庫へ転用するための

申請です。農地区分は、農振農用地区域内にある農地で、農用地区域内の農地は原則不許可ですが、農業用施設の用に供するものであり、不許可の例外に該当します。なお、農業政策課から、農振地域整備計画の用途区分変更通知が提出されております。土地利用計画は、農業用倉庫1棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和2年3月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上7件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番から8番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

9番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

9番は、所有権移転による資材置場及び車両置場への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりがない農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積499㎡に、10tトラック1台、運送資材置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。工事期間は、許可後、速やかに着工され、令和元年11月末日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお

願います。

議長 　　ただいま、9番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

10番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番は、認可支援団体である自治会が、農作業準備休養施設を新設される申請です。なお、自治会が当該農業用施設を建設することについては総会の決議を経ていることを確認しております。農地区分は、農用地区域内にある農地で、原則不許可ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものの例外規定に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、トイレ1棟の建設で、適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。農業政策課からの農業振興地域整備計画の用途区分変更通知が添付されております。工事期間は、許可後、速やかに着手され、令和3年3月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い、検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など、一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、10番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

11番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、木造2階建個人住宅1棟、建築面積、122.35㎡で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事計画は、令和元年11月1日から令和2年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

12番は、所有権移転による農道への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業用施設の用に供するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。土地利用計画は、転用面積86㎡を農道に転用される計画ですが、もともと譲受人の農道へ行くことに譲渡人の農道を通っていたため、申請に及んだものです。工事計画は、令和元年11月1日から令和元年12月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上、2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ただいま、11番から12番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

13番、14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、第2号議案、事業計画変更承認申請1番と関連で、不動産の売買等を営む法人が農地の所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分では、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地周辺は住宅化が進んでおり、申請地に木造2階建建売住宅7棟、敷地内道路を整備される計画で、妥当な面積と思われます。代替地についても検討されております。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、令和元年10月25日から令和2年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

14番は、不動産の売買等を営む法人が、農地の所有権移転による共同住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地周辺は住宅化が進んでおり、申請地と他の地目17.93㎡を合わせた総事業計画面積1,028.98㎡に共同住宅2棟8世帯分、及び駐車場16台分を整備される計画で、妥当な面積と思われます。代替地についても検討されております。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、令和元年12月1日から令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会での現地調査、確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長

ただいま、13番から14番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、15番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

15番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、土木工事業を営む法人が、賃貸借権設定による資材置場への一時転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、施設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、以上転用面積の1,000㎡に近隣地区の下水道工事をするに当たり、熊本市より施工を請け負う法人が、現場事務所や資材置場として利用される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和元年11月1日から令和2年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。なお、一時転用期間は、令和元年11月1日から令和3年3月31日までの予定で、期間終了後は農地に戻す旨の確約書の提出がなされております。

16番は、保育所を営む社会福祉法人が、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、土地収用法その他の法律により、土地を収用し、又は使用することができる事業に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、公益性が高い保育園事業であり、土地利用計画は、転用面積917㎡に、送迎用駐車場22台、職員用駐車場14台、資材・食材運搬車スペース及び回転地を整備される計画で、妥当な面積と思われます。代替地についても検討されております。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、熊本市から保育園認可証、今回の土地の購入に当たり、委託費からの出資を認める承認書の提出もあっております。工事期間は、令和元年11月1日から令和2年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積217㎡に、鉄骨1棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、令和元年11月1日から令和2年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

18番は、使用貸借権設定による農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積856㎡に、申請地に農家住宅1棟と農業用倉庫2棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は、令和元年12月1日から令和2年7月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、15番から18番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

19番について、地区委員会の協議状況を報告いたします。

19番は、土木工事業を営む法人が、使用貸借による権利を設定し、廃土置場への転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされており、

土地利用計画は、農地面積558㎡と他地目を合わせた総事業面積4,634㎡を公共事業によって発生する土砂の廃土置場として利用する計画で、配置図面などにより、転用面積としては適正な面積と判断しました。なお、地盤の緩みや沈下等を防ぐための土の締固めを行い、法面勾配は30度以下、法高5mごとに幅1、2mの小段を設けるなどの施工法を計画されており、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明等の添付書類もそろっております。工事期間は、令和元年10月20日から令和3年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。他法令等については、関係各課との調整協議済みです。

以上1件、先の地区委員会での現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、ともに基準を満たされていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、19番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

20番 内田政憲委員

20番、内田です。

20番から23番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

20番は、太陽エネルギーを利用した機器の製造、販売及び発電事業などを行う法人が、太陽光発電設備建設のための賃貸借権設定の転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル360枚、発電出力98.2kwで、配置図などから転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、経済産業局の認定書、九電の負担金のお知らせ等も揃っております。工事期間は、令和元年11月1日から令和元年11月1日から令和2年3月31日で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

21番は、敷地拡張のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。申請人は隣接地に居住していますが、今般下水道への接続工事が必要となりましたが、自宅敷地では工事が困難で費用も膨大になることがわかったため、隣接地を譲渡していただき、設置することになったとのことです。土地利用計画は、下水道設置用地として延長34.73m、幅1.5mで、配置図から転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明などもそろっております。集落内開発制度指定区域ですが、下水管理施設で建築行為がないため、開発許可は不要です。工事は、許可後、速やかに着手し、令和元年11月30日までの予定です。

22番は、土地建物の測量設計と不動産の仲介、あっせん、販売などを行う法人が、建売住宅建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、宅地化が進み、学校や病院などが多く、幹線道路にアクセスできる当地に建売住宅を建設する計画です。土地利用計画は、木造2階、建築面積44.71㎡を6棟6区画と、幅員4.0mから4.5mの道路などを建設するものです。配置図等から、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。開発許可が必要で、申請中です。集落内開発制度指定区域内です。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、融資証明等も揃っております。工事は、令和3年10月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。

23番は、太陽光発電設備建設のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル196枚、発電出力62.72kwで、配置図等から、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、融資証明、経済産業局の認定書、九電の負担金のお知らせ等も揃っております。工事期間は、令和2年4月30日までで、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、20番から23番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第5号議案、第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

　　まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（7号）についてご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細16ページの1番から20ページの13番までの13件で、1番から6番までが公社からの売り渡し、7番から12番までが公社による買い取り、13番が相対による売買です。面積は13件合わせまして、田33,554㎡、畑1,896㎡、農業用施設用地4,641.84㎡の、合計40,091.84㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細20ページの14番から29ページの32番までの19件で、契約期間別では、6年未満が7件、10年以上が12件で、面積は、19件合わせまして、田68,949㎡、畑18,848㎡の、合計87,797㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は果樹、水稻、麦、大豆、露地野菜です。

　　次に、再設定分です。明細29ページの33番から37ページの49番までの17件で、契約期間別では、6年未満が7件、10年以上が10件で、面積は、17件合わせまして、田84,755㎡、畑1,585㎡の、合計86,340㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、露地野菜、苗木です。

　　続きまして、第6号議案です。

　　38ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細39ページの1番から55ページの31番までの31件で、契約期間別では、6年未満が9件、10年以上が22件で、面積は、31件合わせまして、田68,284㎡、畑24,161㎡の、合計92,445㎡です。権利の種類は賃借権及

び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上です。

議 長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることとございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。それでは1番、お願いします。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

1番は、租税納税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願出です。願出人は、水稲を作付されている兼業農家で、対象農地1筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認をしており、先日の地区委員会において、証明願の交付にも何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたしま

す。

続きまして、第8号議案、非農地証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは1番、お願いします。

1 1 番 網田実委員

1 1 番、網田です。

1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 番は、宅地であることの証明願です。申請地は以前より宅地として利用していましたが、熊本地震により家の解体が必要となり、この際地目が農地であることが判明しました。申請地について、地元住民二人からの証明により、宅地として利用されていたことが確認されており、このことから、昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から引き続き農地であった土地と判断しました。先の地区委員会で現地調査を行い、協議した結果、証明書の交付については何ら問題ないものと判断いたしました。

ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、次第5の報告事項でございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案別冊、次ページのカラーページをご覧ください。1番から10番までの、合計230件となっております。件数のみ報告します。
以上です。

議 長 　　次に、次第6のその他ですが、何もございません。
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定

により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時02分